

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書)

(事業計画書作成担当者)

都道府県の名称	佐賀県		
所在地	佐賀県佐賀市城内1-1-59		
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
		県土づくり本部 農山漁村課 海岸担当 主査	
	TEL	FAX	メールアドレス
	0952-25-7137	0952-25-7284	izumi-shigeki@pref.saga.lg.jp

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

海岸漂着物地域対策推進事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域計画の策定・改定に係る事業				0
海岸漂着物等の回収・処理に係る事業				77,992
海岸漂着物等の発生抑制策に係る事業				2,008
				0
合計				80,000

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称	佐賀県海岸漂着物地域対策推進事業計画		
計画の期間	平成25年度～平成26年度	事業実施主体	佐賀県、管下市町村
各自自治体における地域計画への位置づけ、その名称等	本事業計画は、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき策定した佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画(平成24年5月策定)に位置付けている重点推進区域において、海岸漂着物の回収・処分及び発生抑制対策に係る事業を行い、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に行うものである。		

①全般的事項・成果指標に係る現状分析、現状分析を踏まえた課題 等
 本県については、北部に松浦沿岸が位置し、南部に有明海沿岸が位置している。松浦沿岸の現状については流木等の自然系ごみに加え海外から流出したと思われるポリタンクや医療系廃棄物についても漂着している。一方有明海沿岸については、出水に起因した河川由来の葦くずや流木等の自然系ごみが多い。また地域の特性として最大6mにも及ぶ日本一の干満差により、漂着したごみが再漂流し他の海岸に漂着するなど環境面にとどまらず水産業にも被害を及ぼしている。
 このような中で、海岸管理者としては回収・処分に要する費用を予算化しているが、漂着ごみの量は気候の影響もあり毎年定量では無く、財政厳しい現状では全て対応するのが難しい状況である。このようなことから海岸保全施設の機能を阻害する漂着ごみについては、国の補助事業を活用し回収・処分に努めており、日常的に発生する漂着ごみについては市町村の協力や住民による地域活動により対応しているところであるが、流木等の長大物や医療系廃棄物等の危険物については、その取り扱いが困難であるため、十分な対応が図れない状況である。

②成果目標、成果指標・詳細は別項目で記載を求めらるので概略を記載する。
 これ迄予算等の都合により対応できなかった漂着ごみの回収・処分を行いながら、発生抑制のPRパンフレット等による啓蒙活動を行い、ごみに対する意識向上を図っていく。

③基金事業計画・基金事業の目的・概要、事業執行の方針、市町村との調整状況、市町村を含めた資金の配分計画、事業の選定方法 等
 本県における環境保全活動を推進することを目的として設置している佐賀県環境保全基金に積み増しを行い、海岸漂着物地域対策推進事業を実施していく。また関係市町へ本事業の取組について確認したところ、海岸漂着物の回収・処分を実施したいとの意向があったことから、市町への交付要綱「佐賀県海岸漂着物処理推進事業(仮称)」を策定し事業執行を行う。

④実施体制・基金事業の執行体制、監理体制(執行体制図を付記する)

```

graph TD
    A["佐賀県  
[農山漁村課、港湾課、体制約10名]  
(事業の取りまとめ、発生抑制対策の啓蒙・普及)"]
    B["佐賀県海岸漂着物対策推進協議会  
(情報共有、意見交換等)"]
    C["県出先事務所 体制約50名  
(事業の執行、発生抑制対策の啓蒙・普及)"]
    D["市町 体制約10名  
(事業の執行、発生抑制対策の啓蒙・普及)"]
    E["民間業者  
(海岸漂着物の回収・処分、発生抑制対策パンフレット作成)"]
    F["民間業者  
(海岸漂着物の回収・処分)"]

    A <--> |連携| B
    A -- 補助 --> C
    A -- 補助 --> D
    C -- 委託 --> E
    D -- 委託 --> F
    
```

<p>計画の成果目標</p> <p>(成果目標) ・「海岸漂着物等の回収・処理に係る事業」については、地域計画で重点区域に指定している359kmの海岸について環境保全を行う。</p> <p>・「海岸漂着物等の発生抑制対策に係る事業」については、発生抑制のPRパンフレットや学校向けの教材資料を作成する。本県では河川由来のごみが多いことから、河川事務所(直轄2箇所、県7箇所)と県内の森林組合(10箇所)と、市町(20市町)へ発生抑制PRパンフレットを配布する。また、学校向けの教材資料等を作成し県内の小学校(175校)へ配布し、発生抑制の啓蒙・普及を行う。</p> <p>・上記の「回収・処理」と「発生抑制対策」の事業を実施し、年間19人の雇用創出効果を目標とする。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 15%;">H24</th> <th style="width: 15%;">H25</th> <th style="width: 15%;">H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域計画の策定・改定に係る事業</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>海岸漂着物等の回収・処理を実施する海岸線延長</td> <td style="text-align: center;">0%</td> <td style="text-align: center;">359km</td> <td style="text-align: center;">359km</td> </tr> <tr> <td>海岸漂着物等の発生抑制に係る資料配付箇所数</td> <td style="text-align: center;">0%</td> <td style="text-align: center;">39箇所</td> <td style="text-align: center;">175箇所</td> </tr> <tr> <td>雇用効果</td> <td></td> <td style="text-align: center;">19人/年</td> <td style="text-align: center;">19人/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H24	H25	H26	地域計画の策定・改定に係る事業	—	—	—	海岸漂着物等の回収・処理を実施する海岸線延長	0%	359km	359km	海岸漂着物等の発生抑制に係る資料配付箇所数	0%	39箇所	175箇所	雇用効果		19人/年	19人/年
項目	H24	H25	H26																		
地域計画の策定・改定に係る事業	—	—	—																		
海岸漂着物等の回収・処理を実施する海岸線延長	0%	359km	359km																		
海岸漂着物等の発生抑制に係る資料配付箇所数	0%	39箇所	175箇所																		
雇用効果		19人/年	19人/年																		

